

[事案 23-123] 契約無効確認請求

・平成 24 年 2 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

銀行員（募集人）の「5 年経てば 105% 戻る」との説明を信じ、変額個人年金保険に加入したところ、説明に反して元本割れをしていたことを理由に、元本×105%の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 4 月、銀行員（募集人）に「5 年経過後に解約すれば、払い込んだ保険料 1,000 万円と利息 50 万円（5%）を受け取ることができる」と虚偽の説明を受け、それを信じて、変額個人年金保険に契約した。重要なことはメモに残す習性があった自分が書いた、申込日のメモにも、そのように残されている。

実際には元本割れしていたことから、明らかな虚偽説明および説明不十分があったので、保険料 1,000 万円と利息 50 万円を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人に確認した結果、下記のとおり、募集状況に不適切な取扱いはなかったため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 中途解約時の元本割れの可能性を含めて、商品内容、運用リスク等の重要事項について募集資料を使用して申立人に説明し、所定の販売ルールに則り適正な取扱いをしている。
- (2) 本契約を引受けるに際し、申込書兼告知書には、申立人による署名・捺印がなされており、記入内容に問題は見受けられない。
- (3) 本契約の募集にあたっては、申立人に対して、パンフレットと契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）を用いて商品説明し、投資リスクを伴うこと、満期後は年金として支払いがなされる年金保険であって、年金受取総額について一時払保険料額が最低保証されること、諸費用が伴うこと、について説明をしている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、要素の錯誤による無効、もしくは詐欺による取消しを主張するものと解し、当事者双方から提出された書面の内容および申立人・募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記の事実より、募集人は募集資料を用いて、リスクを含めた本件商品の内容につき適正に説明したと推認することができ、仮に、申立人において、申立契約の内容を誤解したとしても、申立人には「重大な過失」があったといわざるを得ず、申立人の主張には理由が無く、申立内容を認めることはできないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人は、自身が署名・捺印している申込書兼告知書の「プラン選択」欄において、「ボーナスプラン」を選択している。商品パンフレットには、「ボーナスプラン」を選択した場合、「年金受取総額は、一時払保険料の 105%が最低保証されます。（ご契約日

の5年経過後より、20年間のお受け取りとなります。）」、「5年経過後の引出保証年額は、一時払保険料の105%もしくは5年経過後の契約応当日末の積立金額のうち、大きい金額の5%となります。」と明記されている。

- (2) 申立人も、事情聴取において、募集人から、商品パンフレットのような資料をいろいろ見せられて、グラフの値で説明を受けたことを認めている。
- (3) 「ご契約の概要」には、「ご契約を解約・一部解約等された場合は受取総額が一時払い保険料を下回ることがあります。」、「解約返戻金には最低保証がありませんので、特別勘定の運用実績によっては、受取総額が一時払保険料を下回ることがあります。」との記載がある。
- (4) 「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」には、「…解約時に払い戻される解約返戻金などには最低保証はありません。」「解約返戻金額は、特別勘定の運用実績によって増減します。最低保証はありませんので、一時払保険料よりも少額となることがあります。」との記載がある。